

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

相模原都市計画区域

相模湖津久井都市計画区域

相 模 原 市

平成 2 9 年 3 月

目次

1	まちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 本市の都市計画区域・・・・・・・・	2
	(2) まちづくりの方向性・・・・・・・・	3
	(3) まちづくりの基本的な考え方・・・・・・・・	6
2	都市計画区域における都市計画の目標 ・・・・・・・・	8
	(1) 都市計画区域の都市づくりの目標・・・・・・・・	8
	(2) 都市計画区域の範囲・・・・・・・・	8
	(3) 都市計画区域の将来像・・・・・・・・	8
	(4) 地域毎の市街地像・・・・・・・・	9
	(5) 見直しの目標年次・・・・・・・・	10
3	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 ・・・・・・・・	11
	(1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・	11
	(2) 区域区分の方針・・・・・・・・	11
4	主要な都市計画の決定の方針 ・・・・・・・・	13
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・	13
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・	20
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・	28
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・	29
	(5) 都市計画の見直しの方針・・・・・・・・	35
5	都市防災に関する都市計画の方針 ・・・・・・・・	36
	(1) 基本方針等・・・・・・・・	36
参考	神奈川県における県央都市圏域の都市計画の方針 ・・・・・・・・	38

1 まちづくりの方針

見直しに当たって

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域を対象とした将来の都市づくりの方向性を示すものである。

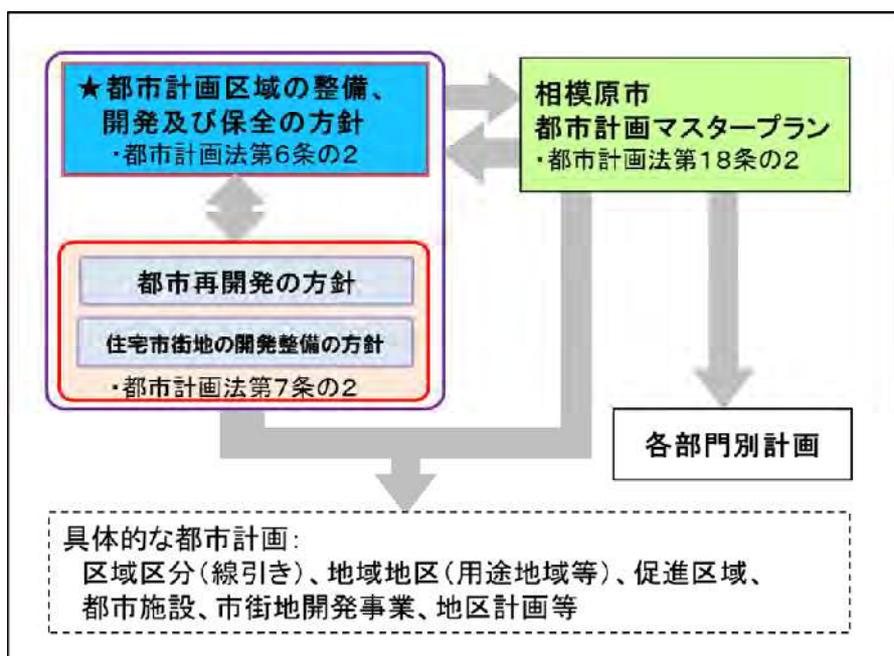
本市は、平成18年から19年にかけての旧津久井郡4町との合併を経て市域が大幅に拡大し、それまでの都市化が進んだ首都圏南西部地域の内陸工業都市としての一面や、東京や横浜のベッドタウンとしての一面に加え、豊かな自然環境を有する中山間地域も市域の一部となる等、これまで以上に様々な個性を有する複合的な都市に変貌を遂げてきている。また、さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）、リニア中央新幹線神奈川県駅の設置や、相模総合補給廠の一部返還地におけるまちづくり等、市域のみならず周辺都市にも大きな影響を与える大規模プロジェクトが進捗しつつある一方で、新たに市域となった中山間地域では、既に人口減少が顕著となっている地区がある等、個々の地域の状況や課題も様々である。

このような異なる地域の状況やまちづくりの課題、目指すべき方向性等を踏まえ、都市部である「相模原都市計画区域」と、豊かな自然環境を有する「相模湖津久井都市計画区域」が共存し、区域の特性に応じたまちづくりを進めていく必要がある。

また、人口減少や高齢化が進む中で持続可能な都市経営に取り組んでいくことが求められており、一体的な都市づくりを進めることは、これからのまちづくりを進めるうえで重要な視点となっている。

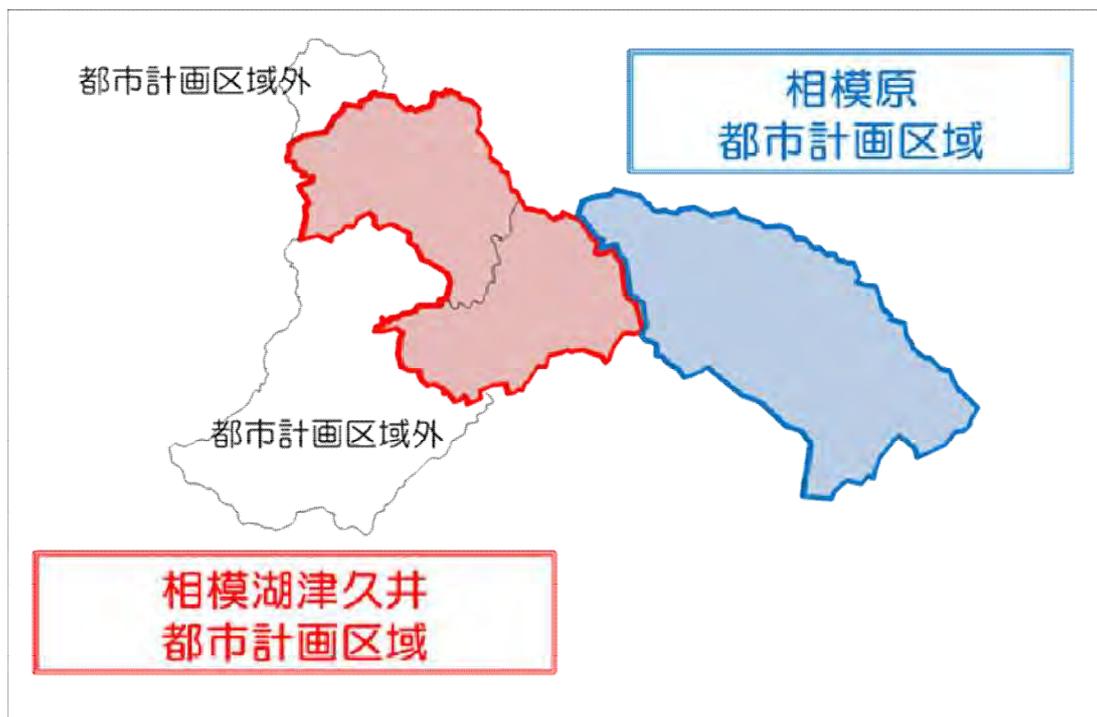
以上の状況を踏まえ、2つの都市計画区域においては、1つの都市づくりを進める上で各々の区域の特性をいかしつつ、相互に連携を図っていく必要があることから、今回の線引き見直しにおける「整開保」の策定に当たっては、相模原都市計画区域と相模湖津久井都市計画区域の2つの区域の「整開保」を1つに集約することとした。

「整開保」の位置付け



(1) 本市の都市計画区域

2つの都市計画区域の範囲



都市計画区域の構成

都市計画区域名	具体の範囲
相模原都市計画区域	南区、中央区及び緑区の一部
相模湖津久井都市計画区域	緑区の一部

(2) まちづくりの方向性

将来都市構造

本市では、「新・相模原市総合計画」において、将来の目指すべき都市の姿を概念的に将来都市構造として示している。

「将来都市構造」の構築に当たっては、自然環境と都市環境が共生した活力と魅力あふれる自立都市の実現に向け、多様な都市機能を効果的・効率的に集約し、総合的・計画的に都市基盤を整備する等、「選択と集中」による都市づくりを進めていくことが求められている。

このため、3つの「都市づくりの基本目標」のもと、「ゾーン」、「拠点」及び「軸」の3つの要素により将来都市構造を示している。

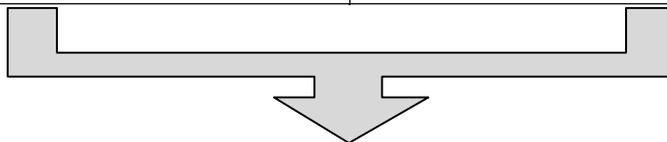


まちづくりの方向性

本市では「相模原都市計画区域」と「相模湖津久井都市計画区域」の2つの都市計画区域を有するが、まちづくり上の様々な課題に対応していくためには、市全体として一体的なまちづくりを推進していくことが必要である。そのために、以下に示す一体的なまちづくりの方向性として、コンパクトなまちづくりとコミュニティの交流を支えるネットワークの構築を目指すものとする。

一体的なまちづくりに向けた考え方

人口減少・少子高齢の時代を迎えてのまちづくりの考え方	
【都市づくりの基本的な方向性】 居住エリアの適正な配置と都市機能の集約化 自然環境等の保全、防災への意識の高揚 既存ストックの有効活用と長寿命化	
【都市部のまちづくりの考え方】 ・居住人口の増加又は維持、及び居住エリアの適正な配置 ・生活に必要な機能、サービスの充実 ・都市づくりの拠点への適正な都市機能誘導と集客・交流の拡大 ・産業機能の強化による雇用・経済の拡大	【中山間地域のまちづくりの考え方】 ・高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境、基盤づくり ・地域の豊かな資源を活用した地域産業（農業の6次産業化、観光等）の活性化 ・自然、文化や公益的機能（農林業、治山、治水、水源かん養等）の次世代への継承

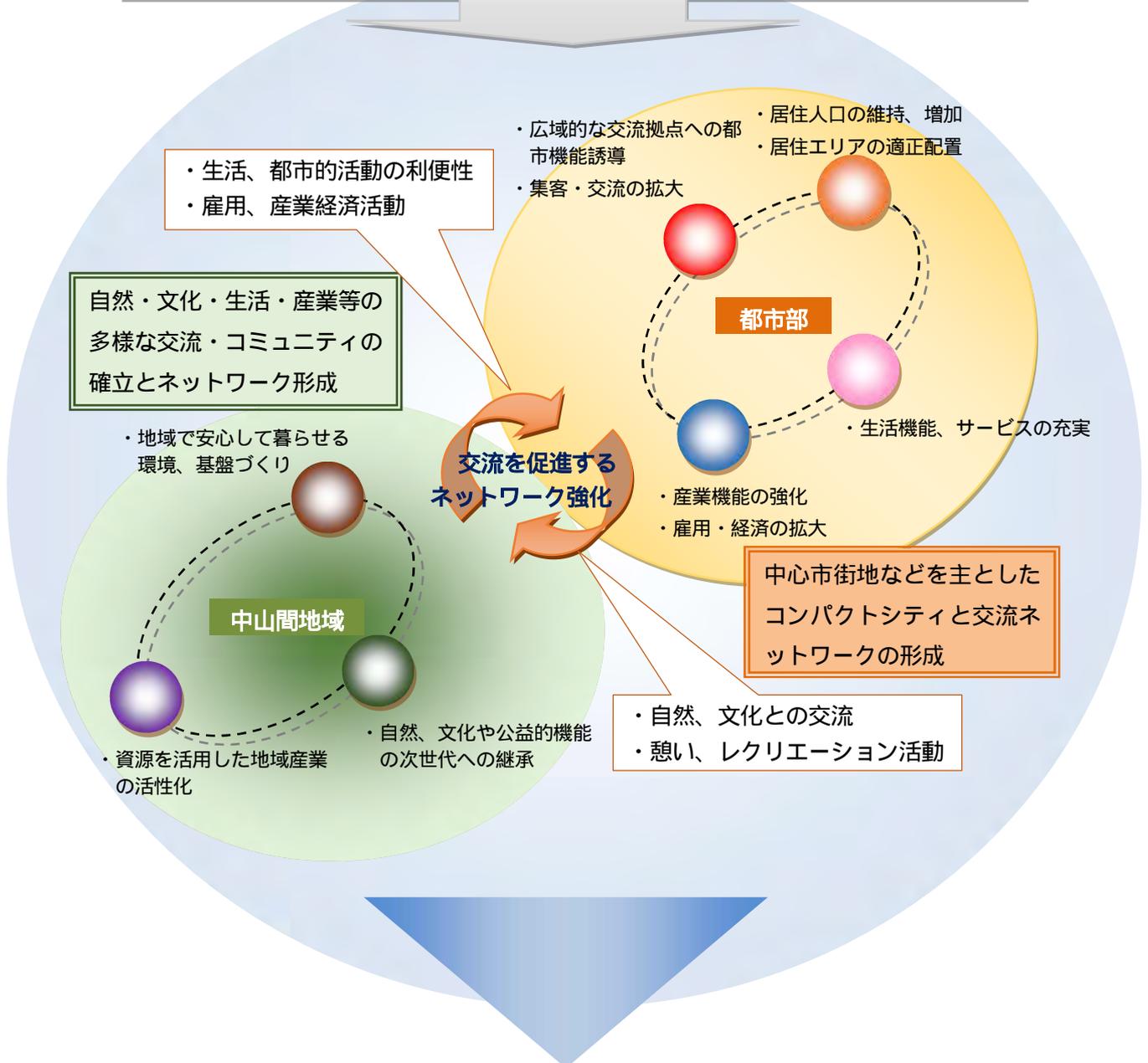


都市全体における一体的なまちづくりの考え方
【まちづくりの視点】 都市部と中山間地域の共存 各地域の歴史や、地理的環境等の地域特性や資源を「長所」や「魅力」に変化させ、地域が様々な魅力や個性を持つ多様な「まち」として発展させる 都市部と中山間地域の連携・交流 各地域を結ぶ道路網や公共交通網の維持や充実により各地域が重層的に連携、交流し、市域全体が発展していく取組を進める
【一体的なまちづくりに向けた基本的な方針】 機能、役割に応じた都市づくりの拠点の適正配置 都市づくりの拠点間、都市部と中山間地域のネットワークの強化 都市部における適正な都市機能の集約と活性化 中山間地域における生活の拠点の維持・活性化及び集落とをつなぐ公共交通の確保



【まちづくりの方向性】 都市と中山間地域が共存する 『コンパクトなまちづくりとコミュニティの交流を支えるネットワークの構築』
--

都市と中山間地域が共存する
『コンパクトなまちづくりとコミュニティの交流を支えるネットワークの構築』



持続可能な都市として、一体的に発展

(3) まちづくりの基本的な考え方

地域の活力と活気あるまちへ

- a 高齢者人口の増加を踏まえ、医療・介護等に必要な施設の立地や都市のユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進する。
- b 子育て世代への対応として、保育所・放課後児童クラブ等の立地を促進するため、土地の高度利用等を推進する。

集約型都市構造への転換

- a 「拡散型都市構造」から「集約型都市構造」への転換に向け、集約の中心となる拠点や機能等について、プロジェクトの動向や各地域の特性等を考慮しつつ慎重に検討を行っていく。
- b 都市機能の充実や都市の拠点間の連絡強化を図るため、新しい交通システムの導入の推進等都市の特性に合わせた公共交通の充実を図る。

持続可能なまちづくり

- a 高齢者人口の増加に伴う社会保障給付や公共施設の改修等に要する経費等の増大が予測される一方で、生産年齢人口の減少による市税収入等の減少も想定されることから、集約型都市構造への転換を進めつつ、広域交流拠点の形成や新たな産業用地の創出により、地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを推進する。
- b 再生エネルギーの活用等も視野に入れた環境負荷の低い、これからの時代を見据えたまちづくりを推進する。

災害に強いまちづくり

- a 地震災害や集中豪雨、土砂災害、中山間地域における雪害等を踏まえた、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを進める。
- b 地震等による建築物の倒壊や火災延焼等による被害を最小限にとどめるため、耐震化の促進や建築物の不燃化、道路等による延焼遮断帯の整備等の対策を進める。

都市部と中山間地域、それぞれの地域の個性をいかした均衡ある発展

- a 都市部と水源地域・中山間地域が連携、交流しつつ、市域全体が多様な個性を持った魅力ある都市像を追求し、それぞれの地域を結ぶ公共交通の充実や道路ネットワーク等の更なる強化を進める。
- b それぞれの地域が持つ様々な個性や特色をいかしつつ、市域全体の発展や活性化を図る。

広域交流拠点の形成

- a 商業・業務を始めとする多様な都市機能の集積を推進し、周辺都市と連携しつつ首都圏南西部地域全体のポテンシャル向上に資する「広域交流拠点」の形成を図る。
- b 暮らしやすく先進的な市街地形成や多様な交通手段をいかした買い物・文化・娯楽等の魅力あるまちづくり、教育、医療機能等の集積による人が交流できるまちづくりを進める。

新たな産業用地の創出

- a 相模原愛川インターチェンジ周辺の土地区画整理事業等を進めるとともに、相模原インターチェンジ周辺のまちづくり構想を着実に推進することで、産業用地の創出を推進する。
- b 特区等を活用した規制緩和や立地支援等の取組により、企業誘致を推進する。
- c 大規模物流施設については、立地に伴う道路交通環境への負荷の増大等、周辺環境への影響を見極めつつ、適正な誘導を行う。

市街化区域縁辺部における適正な土地利用の誘導

- a 市街化区域縁辺部の市街化調整区域において、宅地化等の進行している地域では、道路や下水道等の都市基盤の水準が市街化区域と遜色のない程度に進んでいる場合は、市街化区域への編入を基本として土地利用の誘導を図る。
- b 市街化区域に編入する場合には、併せて地区計画等により良好な市街地形成を将来的に担保する。

緑住集落地区の維持・活性化

- a 地域コミュニティの維持・活性化のために、小学校区や自治会等を単位として、生活に必要なサービス機能等の集約による「小さな拠点」を形成し、これら拠点間の連携を図る。
- b 市街化調整区域については、地区計画等の活用を検討するとともに、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの維持・充実を図る。
- c 非線引き都市計画区域については、地区外からの転居者向け住宅施策や空き家バンク制度の活用、二地域居住の推進等の検討を行うとともに、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの維持・充実を図る。

(緑住集落地区：「相模原市都市計画マスタープラン」において位置付けられている、「良好な自然環境や営農環境との調和を図りつつ、地域コミュニティの維持等、地域の実需に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導する既存の集落地」)

豊かな自然環境の保全

- a 近郊緑地特別保全地区や、相模川及びその周辺の自然環境は引き続き保全を図るとともに、大規模開発等に伴う都市の緑化や市内の樹木の活用等「緑の循環」の形成等を通じ、生活の身近なところでも自然を感じることが出来る都市空間の形成を図る。
- b 生産緑地地区は、火災の延焼防止等の防災機能や、良好な都市環境の形成に一定の役割を果たしており、引き続き適切な対応を行う。
- c 水源地域の森林は、豊かな自然環境を有しており、急しゅんな地形等における防災機能の役割を果たしていることから、引き続き適切に保全を図る。
- d 自然環境を活用したレジャー施設や農村環境と芸術が共存した地域等、地域の特性と民間活力をいかした魅力あふれるまちづくりを進める。

2 都市計画区域における都市計画の目標

(1) 都市計画区域の都市づくりの目標

【相模原都市計画区域】【相模湖津久井都市計画区域】

『平和な社会のもと、すべての市民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮せるまちを創り、心豊かな人づくりと次代に誇れるまちづくりを進め、豊かな自然を守り育て、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、住み、働き、学び、集うすべての人とともに生き、個性と創造力を発揮し、人と自然と産業が共生する活力あるまちの創造』を基本理念に、「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」を都市像とし、その実現に向けて、総合的、体系的な都市づくりを進める。

活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市～災害に強い都市～

(2) 都市計画区域の範囲

相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域の名称	市町名	範囲
相模原都市計画区域	相模原市	行政区域の一部
相模湖津久井都市計画区域	相模原市	行政区域の一部

(3) 都市計画区域の将来像

相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域の将来像は、次のとおりとする。

【相模原都市計画区域】

人口・産業及び、鉄道、幹線道路網を始めとした多様な都市機能が集積されており、平坦な相模原台地に高密度な市街地が広範囲に形成されている。これまでの機能の集積をいかしながら、広域的な交流拠点都市として、人・もの・情報が活発に行き交う活力ある都市づくりを進めるとともに、多様な都市機能の更なる集積による快適で利便性の高い都市環境の形成に加え、市街地内の緑の保全・創出等により、環境と共生する質の高い都市づくりを進める。

【相模湖津久井都市計画区域】

津久井湖、相模湖、宮ヶ瀬湖や相模川流域の河川等、水源地域の豊かな自然環境を有しており、中山間地域の河川沿いの丘陵地、幹線道路沿道や鉄道駅周辺を中心に市街地が形成されている。地域の中心的な市街地には一定の都市機能が集積しており、農林漁業との調和を図りながらゆとりある住環境や交通環境の形成を図り、地域の特性をいかした土地利用や資源の活用等、魅力ある都市づくりを進める。

(4) 地域毎の市街地像

相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

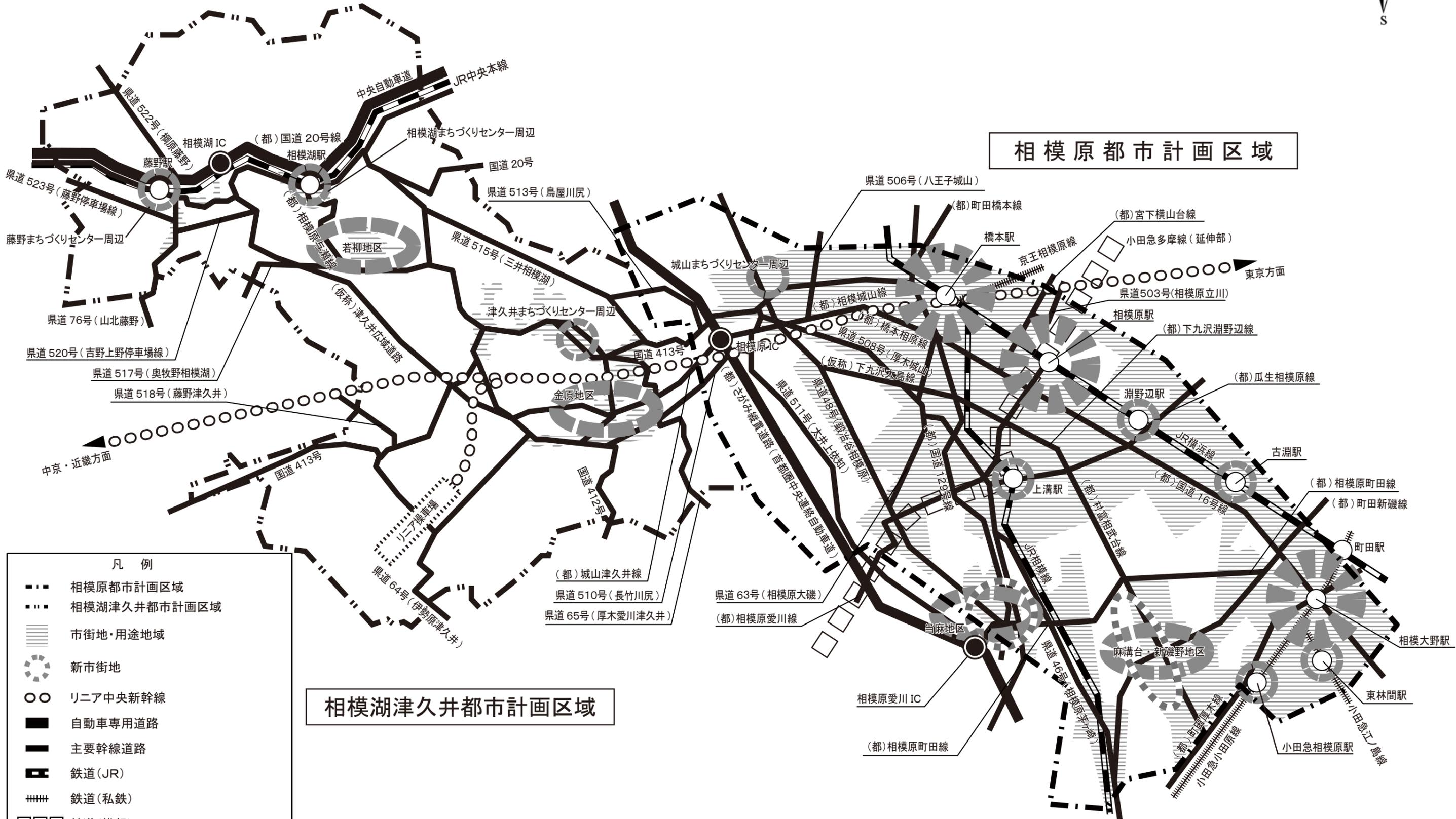
地域区分	都市計画区域	市街地像
中心市街地	相模原	(橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺) ・商業・業務・文化機能の集積や交通結節点としての優れたポテンシャルをいかし、広域的な交流の核にふさわしい中心市街地としての形成を図るとともに集約型都市構造への転換を踏まえた市街地形成を進める。また、これらの多様な機能と都市型住宅等の複合的な土地利用が集積した市街地の形成を図る。
地域の拠点	相模原	(淵野辺駅周辺、上溝駅周辺、小田急相模原駅周辺、東林間駅周辺、古淵駅周辺、城山まちづくりセンター周辺) ・主要な鉄道駅周辺等で商業機能が集積している地区や地域の特性に応じた都市機能の集積を図る地区を地域の拠点として位置付け、商業施設等や住宅が立地する市街地の形成を図る。
	相模湖津久井	(相模湖駅周辺、藤野駅周辺、津久井まちづくりセンター周辺) ・商業・業務機能の集積や地域の特性に応じた都市機能の集積をいかした地域の拠点として位置付け、これらの機能の維持や必要となる機能の集約を図るとともに、良好な自然環境資源や歴史が織りなす観光交流の情報発信地としての市街地の形成を図る。
生活を支える商業地	相模原 相模湖津久井	(主要な鉄道駅周辺等) ・主要な鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道地区等については、市民の日常の購買要求に対応した商業機能を適切に誘導し、利便性の向上を図る生活を支える商業地としての形成を図る。
産業を中心とした新たな都市づくりの拠点	相模原	(新市街地) ・麻溝台・新磯野地区及び当麻地区は、さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道)相模原愛川インターチェンジ周辺という立地特性をいかし、周辺の環境に配慮した計画的な都市基盤の整備を図るとともに、産業用地の創出や良好な住宅環境の形成を図る。
	相模湖津久井	(金原地区、若柳地区) ・金原地区は、さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道)相模原インターチェンジ及び津久井広域道路等広域的な道路交通の結節点という利便性をいかし、優良な農地等を有する周辺環境と調和した良好な操業環境等の維持を図るとともに、新たな産業用地を創出する。 ・若柳地区は、周辺の豊かな自然環境と調和を図りつつ、民間活力をいかした魅力づくりにより、観光・レクリエーション機能の充実を図る。
工業・流通業務地	相模原 相模湖津久井	・おおむね整備された工業・流通業務地は、良好な操業環境を確保し、住宅地等と隣接する工業・流通業務地は、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。また、既存産業の高度化等新たな産業の受け皿としての整備を図る。

地域区分	都市計画区域	市街地像
住宅地	相模原	・中心市街地、地域の拠点周辺の住宅地は中高層住宅を主体とし、その他の住宅地は低層住宅を主体とし、地域の特性に応じた良好な居住環境を備えた市街地形成を図る。
	相模湖津久井	・自然環境との調和等、地域の特性に応じた良好な居住環境を備えた市街地形成を図る。
観光・レクリエーション地	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の良好な自然環境の保全を前提としながら、地域の特性をいかした観光・レクリエーションの促進により地域の活性化を推進する。 ・津久井湖周辺、相模湖周辺、宮ヶ瀬湖周辺及び道志川周辺のレクリエーションの拠点や観光を中心とした産業等と連携・交流を図るとともに、山林や水辺等の良好な自然環境をいかした景観や水辺空間の形成を図る。 ・旧甲州街道の宿場跡等においては、歴史や風情をいかした魅力的な景観形成を図る等、地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導する。
既存集落地	相模湖津久井	・良好な自然環境や営農環境との調和を図りながら、教育、芸術、文化機能等地域の固有の資源や特性に配慮し、生活に必要な機能の維持及び地域間の連携、交流の促進による地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導する。

(5) 見直しの目標年次

見直しに当たっては、基準年次を平成22年(2010年)、目標年次を平成37年(2025年)とする。

相模原都市計画 相模湖津久井都市計画区域 地域毎の市街地像附図



相模原都市計画区域

相模湖津久井都市計画区域

- 凡例
- 相模原都市計画区域
 - 相模湖津久井都市計画区域
 - 市街地・用途地域
 - 新市街地
 - リニア中央新幹線
 - 自動車専用道路
 - 主要幹線道路
 - 鉄道(JR)
 - 鉄道(私鉄)
 - 鉄道(構想)
 - 中心市街地
 - 地域の拠点
 - 産業を中心とした新たな都市づくりの拠点

本附図は、2 都市計画区域における都市計画の目標(4)地域毎の市街地像の各地域・ゾーン等のおおむねの位置を示すものです。そのため、構想路線を含む主な交通体系の配置等を記載しておりますが、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。交通体系の配置等は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図」をご覧ください。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

【相模原都市計画区域】

相模原都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

【相模湖津久井都市計画区域】

相模湖津久井都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないこととした根拠は以下のとおりである。

① 市街地の拡大の可能性

人口、産業規模は、既に減少傾向にあり、今後の大きな増加が見込まれないため、市街地周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低い。

② 良好な環境を有する市街地の形成

地形的制約等から既存の市街地は一定の範囲に限定されており、公共施設も比較的整備されていることから、区域区分により都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低い。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

市街地周辺部の自然環境保全については、地形的に開発が困難な場合が多く、また、自然環境保全地域、保安林や農業振興地域の指定等による保全策もとられており、区域区分による積極的な保全の必要性は低い。

(2) 区域区分の方針

【相模原都市計画区域】

① 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき人口推計及び産業の規模

ア 人口の推計

相模原都市計画区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区分	年次	
	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口	約670千人	おおむね687千人
市街化区域内人口	約648千人	おおむね664千人

平成37年の都市計画区域内人口については、平成26年3月に示された「社会環境の変化に伴う課題について」(神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会)における地域政策圏別の推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成22年国勢調査データを基本に推計を行った。なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

イ 産業の規模

相模原都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり規定する。

区分		年次	平成22年	平成37年
生産規模	工業出荷額		11,097億円	おおむね 13,327億円
	卸小売販売額		12,944億円	おおむね 13,228億円
就業構造	第一次産業		1.5千人 (0.5%)	おおむね 1.3千人 (0.4%)
	第二次産業		73.0千人 (23.8%)	おおむね 58.5千人 (19.3%)
	第三次産業		216.1千人 (70.3%)	おおむね 222.6千人 (73.3%)

平成37年の工業出荷額については、神奈川県の前年からの伸びの実績を基に推計を行った。

平成22年及び平成37年の卸小売販売額については、平成14年から平成19年までの商業統計調査における年間商品販売額の伸びの実績を基に推計を行った。

② 市街化区域の規模及び現在市街化している区域との関係

相模原都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成37年
市街化区域面積	おおむね6,820ha

市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

※（参考）相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外の人口

平成22年が約47千人、平成37年において、おおむね40千人を想定する。

平成37年の都市計画区域内人口については、平成26年3月に示された「社会環境の変化に伴う課題について」（神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会）における地域政策圏別の推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成22年国勢調査データを基本に推計を行った。

4 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

用途	地区名等	都市計画区域	配置の方針
商業・ 業務地	拠点商業地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 横浜線、京王相模原線橋本駅周辺地区は、リニア中央新幹線神奈川県駅設置等、交通結節点としての優れた商業・業務ポテンシャルをいかし、市街地開発事業等を促進するとともに、首都圏南西部における広域交流の核となる拠点商業地として位置付ける。 ・ J R 横浜線相模原駅周辺地区は、官公庁、文化、業務等の施設が集積しており、また、駅北部に位置する相模総合補給廠の一部返還を踏まえ、市街地開発事業を促進するとともに拠点商業地として位置付ける。 ・ 小田急線相模大野駅周辺地区は、市街地開発事業等の推進による複合的な土地の高度利用がされており、広域的商業・業務機能が集積している拠点商業地として位置付ける。
	地区中心商業地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄需要に対応した商業機能の集積のある淵野辺地区及び上溝地区、大規模な団地を背景に持ち、駅前の市街地再開発事業等を促進してきた小田急相模原地区、住宅地近隣の商業地としてまとまりのある東林間地区並びに土地区画整理事業により商業機能が集積している古淵地区を、地区の中心となる商業地として位置付け、各地区の特性に応じて、商業機能の適切な誘導を図る。
	近隣商業地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 横浜線町田駅、矢部駅、J R 相模線南橋本駅、原当麻駅、小田急線相武台前駅の各駅周辺地区、田名地区及び久保沢地区を、日常の購買要求に対応した商業機能を適切に誘導し、利便性の向上を図る近隣商業地として位置付ける。
		相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野地区の主要な幹線道路沿道周辺、J R 中央本線相模湖駅周辺地区及び国道 4 1 2 号と国道 4 1 3 号が交差する三ヶ木交差点周辺は、商業や行政サービス機能の集積する近隣商業地として位置付ける。
観光商業地	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相模湖の湖畔地区及び若柳地区のレクリエーション拠点は、観光商業地として位置付け、観光レクリエーション、文化交流及び相模湖等豊かな自然の情報発信地として観光機能の充実を図る。 	

用途、地区名等	都市計画区域	配置の方針
工業・流通業務地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 橋本地区、田名地区及び淵野辺地区は、おおむね整備された工業・流通業務地として位置付け、麻溝台地区、大野台地区及び町屋地区等は、周辺環境と調和のとれた工業・流通業務地として位置付ける。 既存産業の高度化等新たな産業の受け皿として工業・流通業務地の整備を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 既存の産業集積のある金原地区を工業・流通業務地として位置付け、生産環境の維持、保全を図るとともに、地域の活性化や雇用の拡大に資する、新たな産業用地の創出を図る。
住宅地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地については、拠点商業地や地区中心商業地を中心として中高層住宅地を誘導し、その周辺に低層住宅地を配置する等段階的な密度構成を形成することにより、多彩なライフスタイルの実現を図る。また、適切な土地利用の推進のため、地区の特性をいかした地区計画、建築協定等の導入を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地については、主要な幹線道路沿道周辺に配置し、自然環境と調和した、地区の特性に応じた良好な居住環境の形成を図る。また、適切な土地利用の推進のため、地区の特性をいかした地区計画、建築協定等の導入を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途・地区名等	都市計画区域	建築物の密度の構成に関する方針
商業・業務地	拠点商業地	<ul style="list-style-type: none"> 多様な都市機能の集積を図るため、適正な高密度の利用を図る。
	地区中心商業地	<ul style="list-style-type: none"> 市民の日常生活の身近な拠点として適正な高・中密度の利用を図る。
	近隣商業地	<ul style="list-style-type: none"> 地域の日常の購買要求に対応した商業地として、中密度の利用を図る。
工業・流通業務地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅地等への影響に配慮しつつ、良好な生産環境を確保するとともに、その用途に応じた適正な密度の利用を図る。
住宅地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 拠点商業地及び地区中心商業地に立地する住宅地については、適正な高・中密度の利用を図る。 既存市街地（相南地区等）の住宅地については、その地区特性に応じ適正な中・低密度の利用を図る。 市街化進行地域及び新市街地（麻溝台・新磯野地区、当麻地区等）の住宅地については、良好な居住環境を有する住宅地として適正な中・低密度の利用を図る。 良好な居住環境の形成を図るため、土地区画整理事業等が行われる地区については、その計画理念に適合した適正な密度の利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

地区名	都市計画区域	住宅建設の方針
良好な住宅地区	相模原	・都市基盤、建築物とともに良好な住宅地が形成されているため、良好な住環境の保全とより高い水準の住環境の形成を図る。
拠点商業地、地区中心商業地の地区	相模原	・合理的な土地利用と都市基盤の整備・改善を一体的に行う等、商業・業務・文化施設等と調和した良質な都市型住宅の供給を図る。
住宅と商業施設が混在する地区	相模原	・近隣商業地及び幹線道路沿いの住宅に関しては、中層化及び高度利用を図ることにより商業・業務施設との併用を図る。
住宅と工場が混在する地区	相模原	・工場周辺の緑化や緩衝緑地帯等の設置により、居住環境の整備を図る。
市街化区域内農地の混在する地区	相模原	・住宅地と農地が混在している地区では、生産緑地としての保全を図るとともに、都市基盤を確保しつつ、計画的な宅地化の誘導に努め、農業と調和した良好な住環境の形成を図る。
老朽化した公営住宅団地の存在する地区	相模原	・居住水準の向上、土地の有効利用を図るための建替え等を推進し、計画的に良好な住宅地の形成を図る。
計画的な整備を図る地区	相模原	・都市基盤を整備するとともに、環境に配慮した住宅市街地の形成を図る。

④ 市街地における特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

区分	都市計画区域	土地利用の方針
土地の高度利用に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点商業地については、商業・業務・文化機能等の集積を図り、魅力ある空間を創出し、にぎわいと魅力ある広域的な交流の拠点を形成する地区として土地の高度利用を図る。 ・その他の商業地についても、住民の日常生活の利便に対応する生活の拠点等として魅力を高めるため、地区特性に応じて商業機能等の適切な誘導を図り、周辺環境との調和に配慮した土地の高度利用を図る。
用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・住工混在地区においては、地域の特性に応じて混在の解消、用途の純化、若しくは適正な共存を図り、都市環境の向上に努める。 ・幹線道路の整備等に伴い、用途の転換を図るべき地区については、土地の高度利用、建築物の不燃化を促進する等、地区の状況に応じた用途転換を図る。 ・拠点商業地、地区中心商業地周辺で適正な土地の高度利用を図ることが必要な地区については、商業・業務施設等を中心とする用途へ転換を図り、その他の地区では、周辺地域との整合を考慮し、適切な再整備を図る。 ・橋本駅周辺地区については、商業、業務及び住宅等の複合的な土地利用への転換を図っており、良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業等により、一体的に整備を進めていく際、又は、土地利用転換がおおむね図られた際には、市街地環境の保全に配慮しながら、計画的にその土地利用にふさわしい用途への転換を図る。 ・相模総合補給廠の一部返還地については、良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業等により一体的に整備を進めていく際には、市街地環境の保全に配慮しながら、計画的にその土地利用にふさわしい用途への転換を図る。 ・麻溝台・新磯野地区及び当麻地区については、良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業等により、一体的に整備を進めていくとともに、市街地環境の保全に配慮しながら、良好な工業・流通業務地及び住宅地としての土地利用にふさわしい用途への転換を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・住工混在地区においては、地域の特性に応じて混在の解消、用途の純化、若しくは適正な共存を図り、居住環境の向上に努める。

区分	都市計画区域	土地利用の方針
居住環境の改善又は維持に関する方針	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤が未整備な地区及び木造住宅が密集している地区については、建物の不燃化や生活道路、公園等の都市基盤施設の整備等を促進し、良好な環境を備えた住宅地への整備、誘導を図る。 ・用途混在が進行している地区については、将来の土地利用等を勘案し、地区計画、建築協定等の導入により、良好な住環境の形成を図る。 ・計画的に開発された住宅地では、地区計画、建築協定等の制度を活用し、良好な住環境の維持・保全を図る。
市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の緑地、農地等については、貴重なオープンスペースとして保全及び活用を図る。これら緑地、農地等が都市的土地利用に転換される場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。
既存の工業・流通業務地における公害防止に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通業務地の用途の純化を図るとともに、住宅と工場等が隣接し、近接する場合については、緑化を誘導する等により居住環境と生産環境との調和を図る。 ・地区全体の用途純化の難しい工業・流通業務地については、街区単位の用途の純化を図り、地区の環境の向上に努める。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

区分	都市計画区域	土地利用の方針
優良な農地との健全な調和に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 優良な農地については、農業振興地域等の指定等、その保全に努める。
災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 相模川、八瀬川、道保川、串川沿い及び段丘地等の市街地に隣接した斜面地については、災害防止上保全を図る。
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区は、都市の骨格を形成する緑地であるとともに、市街地における緑地の中核として、その保全を図る。 城山、小倉山等の自然環境保全地域及び津久井湖・城山湖周辺等の斜面緑地は、水源地域として良好な自然環境の保全に努める。
秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 麻溝台・新磯野地区（約98.6ha）及び当麻地区（約43.2ha）については工業・流通業務地及び住宅地として、計画的市街地整備を予定しており、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。 土地利用の検討を進める地区を始めとした市街化区域に接し、人口集中地区又は既に開発整備された区域を中心に建築物等の立地が相当程度進行している区域で、良好な市街地環境を確保するため、原則として地区計画の策定等を行う区域及び計画的な市街地整備を予定しており、その事業の実施の見通しが明らかになった区域については、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、計画的に市街化区域へ編入するものとする。 住宅市街地の開発その他建築物又はその敷地の整備に関する事業が行われる又は行われた土地の区域については、周辺の市街化を促進しない等周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画等の策定を行う。 葉山島地区、小倉地区、中沢地区、城山地区、城北地区、小松地区等、都市的土地利用と農業的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失等の課題がある、若しくは課題が発生すると予測される地区については、それぞれの地域の固有の資源や特性に配慮しながら、生活利便性の向上や地域コミュニティの維持等の観点から、あらかじめ区域を設定し、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていく等、地域の実情に応じた、秩序ある土地利用の誘導を図るものとする。 計画的な市街地整備の見通しのない区域で、当分の間、営農が継続されることが確実である農地や傾斜地山林等の自然環境が残された土地は、市街化調整区域への編入とともに、農林漁業と調和した保全をすることを検討する。

⑥ 用途地域無指定区域の土地利用の方針

区分	都市計画区域	土地利用の方針
優良な農地との健全な調和に関する方針	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な農地については、農業振興地域等の指定等、その保全に努める。また、効率的な利用と生産性の向上や都市住民との交流型農業の促進に努める。
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園に指定されている宮ヶ瀬湖周辺等は、自然環境形成上重要な要素であるため、保全を図るとともに、自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用を図る。また、自然環境保全地域に指定されている仙洞寺山、志田山、名倉、小淵地区や道志川等の緑地、津久井湖周辺等の斜面緑地は、水源地域として、良好な自然環境の保全に努める。また、相模川沿岸の斜面緑地及び国有林等の緑地の保全を図る。
計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や山林と共存する既存集落地については、良好な地域景観や生活環境を維持する等、周辺自然環境に配慮するとともに、教育、芸術、文化機能等、それぞれの地域の固有の資源や特性に配慮しながら、地域コミュニティの維持や地域の実情に応じた機能の配置等を検討し、農林漁業と調和したゆとりある田園集落の形成を図る。 ・計画的な市街地整備の検討を行う城山津久井線周辺の金原地区・串川地区、地域の活力やにぎわいを創出する観光拠点の形成を図る若柳地区、また、市街化が進行している地区若しくは予想される地区については、その土地利用計画の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との調整を行い、周辺の土地利用や自然環境等との調和に十分配慮し、地域の特性に応じた良好な生活環境の向上に資するよう、用途地域の指定や地区計画の活用若しくは特定用途制限地域等を検討し、計画的かつ適正な土地利用を図る。 ・用途地域が指定されている地区で、計画的な土地利用の見通しがなく、当分の間、営農が継続されることが確実である農地や傾斜地山林等の自然環境が残された土地は、用途地域無指定区域とし、農林漁業と調和した保全をすることを検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針

種別	都市計画区域	交通体系の整備の方針
交通体系	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 人口や産業、都市機能の集積が進んだ区域であり、さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）インターチェンジの開設やリニア中央新幹線神奈川県駅の設置、相模総合補給廠の一部返還に伴う小田急多摩線の延伸等、今後、これらを契機とした更なる発展が見込まれており、広域的な交流の連携を支えるとともに、新たな活力の創出や生活拠点の機能強化等、集約型都市構造への転換を踏まえた利便性の高い交通体系の確立を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然環境や歴史・文化等の地域資源に恵まれ、これらを生かし発展してきた区域であり、こうした地域の特性をいかしつつ、産業や生活の拠点形成に向けたまちづくりや拠点間の連携等、地域の交流を支えるとともに、集約型都市構造への転換を踏まえた交通体系の確立を図る。
道路ネットワーク	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 周辺都市とのネットワーク形成に配慮しつつ土地利用や交通需要への対応とともに、望ましい都市構造を誘導するための効果的な整備を推進する。特にさがみ縦貫道路のインターチェンジへのアクセス道路を始めとした広域幹線道路網の充実、リニア中央新幹線神奈川県駅が設置される橋本駅周辺地区、相模総合補給廠の一部返還がされた相模原駅周辺地区における広域的な交流拠点形成の基盤となる道路ネットワークの形成を図るほか、将来交通需要の変化に対応した幹線道路網について計画の具体化を図り、整備を促進する。また、その構造については、沿道環境への影響に充分配慮するとともに、安全で快適な歩行者・自転車空間の整備を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 現在ある道路の改良整備を推進するとともに、地域間の交流を支える幹線道路や地域の活力を高める生活道路の整備を推進し、道路網の充実を図る。また、その構造については、沿道環境への影響に充分配慮するとともに、安全で快適な歩行者・自転車空間の整備を図る。
駅前広場	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性及び交通特性に応じた交通機能の配置や広場の有する美観・修景機能に配慮し、多様化する生活様式に対応した様々な情報提供等を行う場として、良好な環境や防災的空間を確保し、利用者の利便性、快適性、安全性の向上とともに、周辺の土地利用と一体となった整備を図る。

種別	都市計画区域	交通体系の整備の方針
公共交通機関	相模原	・鉄道を骨格的な軸とし、バスがこれを面的に補完するものとして位置付け、交通結節点の整備・充実を図るとともに、地域の実情に応じたコミュニティ交通の導入を検討する等、相互の円滑な接続により、利便性の向上を促進する。
	相模湖津久井	・鉄道及びバスを骨格的な軸とし、バスがこれを面的に補完するものとして位置付け、交通結節点の整備・充実を図るとともに、地域の実情に応じたコミュニティ交通の導入を検討する等、相互の円滑な接続により、利便性の向上を促進する。
駐車施設	相模原 相模湖津久井	・自動車交通のふくそうにより低下した交通機能の向上とともに、商業・業務地の活性化と良好な居住環境の創出を図り、適切な公民役割分担のもとに、計画的な整備を図る。
今後の交通需要への対応	相模原 相模湖津久井	・各種交通機関の役割を明確にし、交通施設の機能に応じた体系的な整備を推進するとともに、都市の特性に応じた公共輸送機関の充実を図る。また、自動車から公共交通機関への利用転換の誘導等、各種交通手段の適正化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

市内各地域の連携を強化し、市域の一体化を図るとともに、交通需要の円滑な処理を図り、首都圏の各都市との間の利便性を高めるため、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路等からなる体系的なネットワークの形成を図る。

種別	都市計画区域	配置の方針
自動車専用道路	相模原	・さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）を配置する。
	相模湖津久井	・中央自動車道を配置する。
主要幹線道路	相模原	・国道16号線、国道129号線、国道413号、相模原町田線、城山津久井線、町田厚木線、村富相武台線、相原城山線、(仮称)大西大通り線を始めとした、市域の骨格と交流を担う道路を配置し、(仮称)下九沢大島線の計画の具体化に向けて調整する。
	相模湖津久井	・国道20号線、国道412号、国道413号、城山津久井線を始めとした、市域の骨格と交流を担う道路を配置し、(仮称)津久井広域道路の計画の具体化に向けて調整する。
幹線道路	相模原	・上溝昭和橋線、宮下横山台線、相原宮下線延伸部、橋本駅西通り線、橋本駅東通り線及び相原大沢線延伸部を始めとした、都市の連携を担う道路を配置し、(仮称)相模原駅北口南北線、(仮称)相模原駅北口東西線、(仮称)新磯野相武台線及び(仮称)塩田当麻線の具体化を図る。
	相模湖津久井	・県道510号(長竹川尻)、県道513号(鳥屋川尻)、県道517号(奥牧野相模湖)、県道518号(藤野津久井)、金原線、県道520号(吉野上野原停車場)及び県道522号(桐原藤野)を始めとした、近隣区域との交流と地域の都市活動を担う道路を配置する。

イ その他

種別	都市計画区域	配置の方針
都市高速鉄道等	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線神奈川県駅設置や相模総合補給廠の一部返還に伴うまちづくり計画の具体化及び既存の鉄道との結節機能の強化を図り、広域的な交流の促進と市域の一体化を図る体系的な鉄道ネットワークの形成を図る。 ・J R相模線については、鉄道輸送力増強のため、複線化の実現に向けた取組を進め、公共交通ネットワークの強化を図るとともに、下九沢地区、新磯地区においては、新駅設置について、具体化に向けて調整する。 ・小田急多摩線については、J R横浜線相模原駅及びJ R相模線上溝駅への延伸計画の具体化を図るとともに、田名地区を経由し、愛川・厚木方面への延伸の具体化に向けて調整する。 ・京王相模原線については、鉄道輸送力増強及び利便性の向上に向けた取組を進め、公共交通ネットワークの強化を図る。 ・J R横浜線については、地域分断の解消や踏切除却による安全性の向上を目指した連続立体交差化事業の具体化に向けて調整する。 ・交通利便性の向上や拠点間の連絡軸強化を図り、環境にやさしいまちづくりを進めるため、新しい交通システムの導入の計画の具体化を図る。
駅前広場等	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な駅においては交通結節点として、各種交通機関の相互連絡を改善強化するとともに、良好な環境や防災的空間を確保し、利用者の利便性、快適性、安全性の向上を図るため、必要に応じて駅前広場等を整備することとし、橋本駅及び相模原駅駅前広場等の整備を促進する。
駐車場	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の強化を図るため、商業地域、近隣商業地域又はその周辺地区で、自動車交通が著しくふくそうしている地区、駐車需要が高い地区等は、駐車場整備地区の指定を行うとともに、基幹的な駐車施設等は適正な規模、位置等を永続的に確保していくものとし、公共的駐車施設に位置付け、整備を推進し併せて民間駐車施設の整備を促進する。

③ 主要な施設の整備目標

ア 将来的な整備水準の目標

種別	都市計画区域	整備水準の目標
道路	相模原	・ 155 km程度を目標として幹線道路網の整備を進める。
	相模湖津久井	・ 87 km程度を目標として幹線道路網の整備を進める。
駐車場	相模原	・ 駐車場については、駐車場整備の必要性の高い区域を駐車場整備地区とし、駐車施設の整備を図る。 ・ 橋本駅周辺及び相模原駅周辺地区においては、既存駐車場の有効利用を図るとともに、計画的な整備を進める。 さらに、自転車利用者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の整備を図る。

道路の将来的な整備水準の目標は、市域の骨格を形成する主要幹線道路、主要な地区の連携を担う幹線道路及び地区内の主要な道路となる地区内幹線道路の総延長とする。

イ おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	都市計画区域	交通施設の名称
主要幹線道路	相模原	3・3・1 国道16号線 3・3・2 国道129号線 3・3・3 相模原町田線 3・4・3 町田厚木線 3・4・5 村富相武台線 (仮称) 大西大通り線
	相模湖津久井	3・3・1 城山津久井線 国道412号 3・5・1 国道20号線 国道20号
幹線道路	相模原	3・4・6 宮上横山線 3・4・7 上溝昭和橋線 3・4・11 相模大野線 3・4・15 鍛冶谷相模原線 3・4・17 相原大沢線 3・5・3 宮下横山台線 3・5・5 橋本駅東通り線 3・5・6 橋本駅西通り線 3・5・7 相原宮下線 3・6・6 町田新磯線 (仮称) 相模原駅北口南北線 (仮称) 相模原駅北口東西線 (仮称) 新磯野相武台線 (仮称) 塩田当麻線
	相模湖津久井	3・6・2 金原線 県道517号(奥牧野相模湖)
都市高速鉄道	相模原	小田急多摩線延伸
駅前広場	相模原	橋本駅 相模原駅
駐車場	相模原	橋本駅周辺地区 相模原駅周辺地区

おおむね10年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備の方針

種別	都市計画区域	整備の方針
下水道	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 下水道については、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図り、浸水被害を防除するため、河川整備との連携を図るとともに、引き続き相模川流域別下水道整備総合計画と整合を図りながら、流域関連公共下水道の整備を進める。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した、人と自然に優しい河川づくりや雨水の流出抑制を含めた総合的な治水対策を推進する。 特定都市河川流域については、河川及び流域の自治体が一体となって浸水被害対策を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

種別	都市計画区域	配置の方針
下水道	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 本区域の流域関連公共下水道については、相模川流域下水道と整合を図りながら、整備を進める。 整備済みの区域についても、施設の長寿命化及び耐震化、合流改善、浸水被害の解消等を行い、更なる整備水準の向上を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 本区域の流域関連公共下水道については、相模川流域下水道と整合を図りながら、整備を進める。 雨天時における浸水被害の軽減・解消を図るため雨水管の整備等を進める。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川、串川、鳩川及び道保川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。 二級河川境川については、河川整備計画及び流域水害対策計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。 二級河川小松川、本沢については、河川整備計画に基づき、適切な維持管理を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川、串川、道志川、秋山川、金山川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

③ 主要な施設の整備目標

ア 整備水準の目標

種別	都市計画区域	整備水準の目標
下水道	相模原 相模湖津久井	・おおむね20年後には、都市計画を定めた区域全体の整備を図る。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川相模川については、100年又は150年に一度の降雨に対応できるよう、堤防や護岸の整備や、適切な維持管理を行う。 ・一級河川鳩川、二級河川境川については、時間雨量おおむね60mmの降雨に対応できるよう、河川整備や適切な維持管理を行う。 ・一級河川道保川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理等を行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川相模川、串川、道志川、秋山川及び金山川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理等を行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

イ おおむね10年以内に整備を予定している主要な施設は次のとおりとする。

種別	都市計画区域	主要な施設の整備目標
下水道	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道については、相模川流域下水道の整備に合わせて、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を進める。 ・施設の適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化・耐震化を図るための計画的な点検・調査及び改築・更新を推進する。 ・雨天時における浸水被害の軽減・解消を図るため、雨水管の整備等を進める。 ・合流式下水道においては、公共用水域への汚濁負荷の削減に努めるため、分流化等を推進する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道については、相模川流域下水道の整備に合わせて、引き続き用途地域内の未整備区域の整備を進める。 ・雨天時における浸水被害の軽減・解消を図るため、雨水管の整備等を進める。 ・本区域は、神奈川県における水源地域となっていることから、相模川流域別下水道整備総合計画を踏まえ、高度処理型合併処理浄化槽の設置等による整備により、水質保全を図る。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川相模川については、河川の整備計画に基づき、堤防や護岸の整備を行う。 ・一級河川道保川、鳩川については、河川の整備計画に基づき、護岸や遊水地等の整備を行う。 ・二級河川境川については、河川整備計画に基づき、護岸や遊水地等の整備を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川相模川については、河川の整備計画に基づき、堤防や護岸の整備を行う。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①その他の都市施設の整備の方針

種別	都市計画区域	整備の方針
火葬場	相模原 相模湖津久井	・健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るため、市街地の形成状況、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち整備を図る。

②主要な施設の配置の方針

種別	都市計画区域	配置の方針
火葬場	相模原 相模湖津久井	・本市の火葬需要に対応するため、新たな火葬場を配置する。

③主要な施設の整備目標

種別	都市計画区域	主な施設の整備目標
火葬場	相模原 相模湖津久井	・おおむね10年以内に、新たな火葬場の整備を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

種別	都市計画区域	整備水準の目標
市街地開発事業	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏南西部における広域的な交流拠点都市として、新たな都市の活力と魅力を創造し、市民生活の利便性や快適性を高め、秩序ある都市の発展のために、良好な市街地の形成や道路の整備による交通環境の改善、公園緑地等のオープンスペースの確保等の都市基盤の整備を図る。また、災害に強いまちづくりを進めるにあたって都市の防災機能の向上を図る。 中心市街地及び地域の拠点は、商業、業務、文化機能等の集積や都市基盤の充実を図り、各種の都市機能を高め、都市基盤の整備を推進するとともに、市街地開発事業等による良好な市街地の形成を図る。 産業を中心とした新たな都市づくりの拠点となるインターチェンジ周辺地区等では、都市基盤の充実を図るとともに、新たな産業の受け皿の創出や良好な居住環境を備えた市街地の形成を図る。

③ 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は、次のとおりとする。

事業の種類	都市計画区域	地区の名称
市街地再開発事業	相模原	小田急相模原駅北口地区
土地区画整理事業	相模原	麻溝台・新磯野地区 当麻地区 橋本駅周辺地区 相模原駅周辺地区

おおむね10年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

都市計画区域	整備・保全の方針
相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、北東の多摩丘陵と西の丹沢山塊にある平坦な相模原台地の大部分を占め、3段の段丘を持ち、相模川低地を含めた4段構成となっており、横山丘陵を始めとした相模原台地の段丘を縁どる斜面緑地、相模野の面影を残す大野台周辺に広がる平地林、相模川や道保川等の水辺空間等の自然環境が、市街地の急速な発展を遂げてきたにもかかわらず存在している。 ・西部においては、多目的ダムを有する津久井湖、城山湖を擁し、湖面、湖畔と数多くの特性を持っている。 ・これらの特性に基づき、本市の「水とみどりの基本計画」の基本理念である「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～いつまでも自然と人が共生するまち相模原をめざして～」を実現するため、良好な市街地の形成と整合を図りつつ、公園緑地等の系統的配置を定め、自然環境の保全を図る。
相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、3つの湖（津久井湖、相模湖、宮ヶ瀬湖）や河川（相模川、串川、道志川等）等の水辺や区域南部に広がる蛭ヶ岳を主峰とした広大な丹沢山系の緑地、中央に連なる丹沢山地北端の峰山や石老山、北方に連なる連行峰、陣馬山や景信山等に囲まれており、また、都県境山稜を源とする沢井川、石砂山を源とする篠原川等が相模湖に流入している等、優れた自然環境に恵まれており、四季を通じて多くの観光客が来訪している。 ・これらの優れた自然環境の特性に基づき、本市の「水とみどりの基本計画」の基本理念である「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～いつまでも自然と人が共生するまち相模原をめざして～」を実現するため、公園緑地等の系統的配置を定め、自然環境の保全を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の機能	都市計画区域	配置の方針
環境保全系統	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区は、都市の骨格を形成する緑地であり、市街地における緑地の中核として、その保全を図るとともに、無秩序な市街化の防止を図る緑地として配置する。 ・生活環境の保全及び向上のため、市街化区域内農地のうち、保全する農地については、貴重なオープンスペースとしてその保全を図る。 ・保安林及び自然環境保全地域等に指定されている樹林地は、都市の骨格を形成する緑地として、水と緑が調和した河川沿いや湖岸の緑地とともに優良な自然環境として保全を図る。 ・ヒートアイランド現象の緩和や生物の生息・生育地となる多様な機能を有する緑地の保全を図るとともに、より機能の向上が図られるよう、適切に配置する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園や保安林及び自然環境保全地域等に指定されている樹林地は、都市の骨格を形成する緑地として、水と緑が調和した河川沿いや湖岸の緑地とともに優良な自然環境として保全を図る。 ・ヒートアイランド現象の防止や生物の生息・生育地となる多様な機能を有する緑地の保全を図るとともに、より機能の向上が図られるよう、適切に配置する。
レクリエーション系統	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の休息の場として、身近に利用でき、歩いて行ける範囲に公園緑地等を地域の実態に即して配置する。 ・多様なレクリエーション需要に対応する公園緑地等を配置する。 ・レクリエーションの利用効果を高めるため、みどりのネットワークの形成を図り、緑道の整備、道路の緑化、河川緑地等の活用により、みどりを有機的に配置する。 ・相模川の沿岸については、観光レクリエーションの拠点として水辺に親しめる空間を配置する等、水資源と調和した緑地の保全を図る。 ・道保川、八瀬川等については多自然型川づくりによる生物の生息・生育環境に配慮した整備を図るとともに、市民が水辺に親しめる空間を創出する。 ・史跡名勝等の文化財や歴史的遺産等を勘案した歴史公園の配置を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツレクリエーション需要等に対応する公園として、総合公園を配置する。また、相模湖公園を中心とした相模湖湖畔地域は観光レクリエーションの拠点として水資源と調和した緑地の保全を図る。 ・相模川や道志川の沿岸、津久井湖、宮ヶ瀬湖の湖畔は、観光レクリエーションの拠点として水辺に親しめる空間を配置する等、水資源と調和した緑地の保全を図る。

緑地の機能	都市計画区域	配置の方針
防災系統	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所あるいは救援復旧活動の拠点となる公園等を配置するとともに、避難路として緑道等を配置する。また、近郊緑地特別保全地区の緑地等は、防災帯として保全を図る。 ・広域的な道路等の整備に当たっては、道路の持つ防災機能を高めるため、緑地等を配置する。 ・市街地後背の丘陵斜面緑地や保安林については、防災機能を有する緑地として積極的に保全し、災害防止に努め、土砂流出や崩壊等の恐れがある斜面地の緑地を保全する。 ・災害時における安全確保のため、小中学校や公園等を避難地として配置する。
景観構成系統	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・地形を踏まえ、自然的景観をいかし緑地や河川等を配置する。 ・地域の個性を踏まえ、親しみのある個性的な地区景観の創造を図る緑地等を配置する。 ・国指定史跡等の歴史・文化的景観を、地域に根ざした郷土景観の創造を図る緑地等として、街並みの背景となる緑地、郷土景観を構成する緑地、地区の特性に応じた修景緑地等を配置する。 ・地域景観を形成する緑地として津久井湖周辺、相模川流域や市街地を取り巻く斜面緑地等の保全を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・地形を踏まえ、自然的景観をいかし緑地や河川等を配置する。 ・地域の個性を踏まえ、親しみのある個性的な地区景観の創造を図る緑地等を配置する。 ・史跡等の歴史・文化的景観を、地域に根ざした郷土景観の創造を図る緑地等として、街並みの背景となる緑地、郷土景観を構成する緑地、地区の特性に応じた修景緑地等を配置する。 ・地域景観を形成する緑地として、津久井湖周辺、相模湖周辺地区、相模川流域や市街地を取り巻く斜面緑地、蛭ヶ岳から連なる丹沢山系の緑地、県立陣馬相模湖自然公園の樹林地等の保全を図る。

緑地の機能	都市計画区域	配置の方針
地域の特性に応じた配置方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 都市部における緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の機能を総合的に発揮するよう、みどりのネットワークの形成を図り、骨格的緑地の配置、緑地の均衡ある配置及び安全なまちづくりのための緑地を配置する。 都市計画公園の老朽化した公園施設については、安全性確保と機能保全を図りつつ、適切な維持管理に努めるため、改築等による機能更新を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 自然の豊かな山間地における緑地は、河川、湖及び山地等を主体とした骨格となる緑地と、それらをいかした拠点となる緑地及び地域特性を踏まえた均衡ある緑地を適正に配置するとともに、みどりのネットワークの形成を図ることにより、諸機能が総合的に発揮されるよう緑地を配置する。 都市計画公園の老朽化した公園施設については、安全性確保と機能保全を図りつつ、適切な維持管理に努めるため、改築等による機能更新を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全・活用

種別	都市計画区域	都市計画制度の方針
近郊緑地特別保全地区	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地保全区域のうち、特に良好な環境を持つ地区を、近郊緑地特別保全地区として保全を図る。 (仮称)勝坂周辺近郊緑地特別保全地区については、計画の具体化を図る。 相模原近郊緑地特別保全地区、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区は、引き続き保全を図る。
特別緑地保全地区	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する緑地や、文化財等と一体となった緑地の保全を図る。 (仮称)八瀬川沿い特別緑地保全地区については、計画の具体化を図る。 下九沢内出緑地保全地区、若葉台南側斜面緑地保全地区は引き続き保全を図る。
風致地区	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然的環境や植生環境を維持している地域や、文化財、寺社等のある地域等について風致地区による良好なまちづくりの誘導を検討する。
自然公園等	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 水源地域である自然公園や自然環境保全地域は、水と緑が調和した優良な自然環境として保全を図る。 自然の風景地を保護、保全するとともに、利用の増進を図り、市民等の保健・休養等に役立てる緑地として活用し、自然と共生した土地利用を図る。

イ 農地の保全・活用

種別	都市計画区域	都市計画制度の方針
農地	相模原	・都市環境と調和した農業の保全と活用を図るため、市街化区域内の農地のうち、将来の公園等の公共施設用地に適したものや、一団の優良な農地を形成するもの等を生産緑地地区に指定する。

ウ 公園緑地等の整備

種別	都市計画区域	都市計画制度の方針
住区基幹公園	相模原 相模湖津久井	・人口密度や誘致圏域のほか、地域特性を踏まえ、身近な街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。
都市基幹公園	相模原	・総合公園として、相模原北公園、城山中央公園、相模原麻溝公園を配置する。 ・運動公園として、横山公園、淵野辺公園を配置する。
	相模湖津久井	・総合公園として、津久井又野公園、相模湖林間公園を配置する。
特殊公園	相模原	・相模川自然の村公園、道保川公園、史跡田名向原遺跡公園、勝坂歴史公園、勝坂遺跡公園を配置し、(仮称)当麻亀形遺跡公園、(仮称)谷ヶ原歴史公園は、計画の具体化を図る。
広域公園	相模原 相模湖津久井	・津久井湖城山公園を配置する。
緑地・緑道	相模原	・都市緑地として、相模緑道緑地、横山丘陵緑地、相模原中央緑地、道保川緑地、津久井湖城山緑地を配置する。
	相模湖津久井	・地域特性を踏まえ、都市緑地、緑道等を適正に配置する。
墓園	相模原	・峰山霊園を配置する。

④ 主要な緑地の確保目標

ア おおむね10年以内に指定することを予定する主要な地域地区、又は整備することを予定する主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別		都市計画区域	地域地区、公園緑地等の名称
地域地区	近郊緑地特別保全地区	相模原	相模原地区 相模横山・相模川地区 (仮称)勝坂周辺地区
	特別緑地保全地区	相模原	(仮称)八瀬川沿い地区
公園緑地等	総合公園	相模原	5・5・3 城山中央公園 5・6・1 相模原麻溝公園
	運動公園	相模原	6・5・2 淵野辺公園
	特殊公園	相模原	8・4・2 勝坂遺跡公園 (仮称)谷ヶ原歴史公園
	広域公園	相模原 相模湖津久井	9・6・1 津久井湖城山公園
	墓園	相模原	峰山霊園

地域地区については、おおむね10年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね10年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

イ 緑地の確保目標水準

おおむね20年後までに、緑地、農地、公園等により、緑のオープンスペースとして確保する。

都市計画区域	目標水準
相模原都市計画区域	都市計画区域の約27% (約2,992ha)
相模湖津久井都市計画区域	都市計画区域の約87% (約19,186ha)

相模湖津久井都市計画区域については、都市計画区域外を含む。

ウ 地域地区、公園緑地等の確保目標面積（既指定分を含む）は次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別		都市計画区域	目標面積
地域地区	近郊緑地特別保全地区	相模原	185ha
	特別緑地保全地区	相模原	18ha
	生産緑地地区	相模原	131ha
公園緑地等	住区基幹公園	相模原	80ha
		相模湖津久井	4ha
	都市基幹公園	相模原	116ha
		相模湖津久井	14ha
	広域公園	相模原	2ha
		相模湖津久井	110ha
	特殊公園	相模原	27ha
	緑地・緑道	相模原	91ha
	墓園	相模原	16ha

(5) 都市計画の見直しの方針

都市計画の見直しの方針については、次のとおりとする。

都市計画区域	見直しの方針
相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画は、社会経済状況の変化に対応して行われることが予定されている制度であり、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえるとともに、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合には、都市の目指すべき将来像やまちづくりの特性や実情に応じて、効果的・効率的な都市計画の実現のため、都市計画道路、都市計画公園・緑地、市街地開発事業等について、その必要性や配置の検証を実施し、適宜、変更・廃止等の見直しを図る。 目指すべき都市像を実現するためには、相当程度の長期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請されること等を考慮し、都市計画の性格を十分に踏まえ、都市全体として施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性や理由を明らかにした上で都市計画の変更を行うこととする。

5 都市防災に関する都市計画の方針

(1) 基本方針等

① 基本方針

都市計画区域	配置の方針
相模原 相模湖津久井	浸水、がけ崩れ又は火災の延焼、さらには大規模地震発生時における木造家屋の倒壊による同時多発火災等の災害の発生危険に対する対応が求められている。このため、災害危険を軽減する都市構造の創出を図り、建物やライフライン施設の耐震化、不燃化や都市基盤整備を軸に、系統だった避難地及び避難路の配置、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発を推進する等、必要な施策を総合的に展開し、都市の防災機能の向上を図る。

② 都市防災のための施策の概要

区分	都市計画区域	施策の概要
火災対策	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の主要な交通結節点となる駅周辺における、木造建築物の密集した地区については、道路の拡幅整備による消火活動困難地区の解消を図るとともに、公園、緑地等の空間確保により不燃化スペースを連担させ延焼の遅延・阻止を図る。 ・市街地後背の丘陵斜面緑地や保安林、生産緑地地区については、防災機能を有する空間として積極的に保全し、延焼防止に努める。
震災対策	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時の市街地大火による延焼を遮断するため、市域を鉄道、道路等によるブロック圏に分け、それぞれのブロック圏内で、避難や延焼の防止、災害対応ができるよう避難地や避難路等を適正に配置し、他のブロック圏へ被害を及ぼさない都市構造の形成を図るものとする。 ・土地の合理的な高度利用と市街地環境の改善が必要な区域については、市街地再開発事業により都市の活性化を促すとともに、堅固な中高層の共同建築物の建設や道路、公園等の公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。 ・計画的な市街地整備を予定している区域では、土地区画整理事業等により、道路、公園等の公共空間が確保された災害に強いまちづくり及び秩序ある市街地の形成を図る。 ・大規模公園の整備や避難できる場所の確保を図るとともに、避難地を結ぶ道路及び緑道のネットワーク整備とその沿道建築物の耐震不燃化を図るものとする。 ・市街地でのオープンスペースの確保やみどりの保全整備を図るとともに電線類の地中化、バリアフリー化の促進、消防水利の整備を図る。 ・これらの地域の住民が安全かつ迅速に避難地に避難できるよう地域防災計画等により広域避難場所の確保、避難路、緊急輸送路の整備等都市防災施設の整備の充実を図る。 ・沿岸市町が津波災害に遭った際、早期の復旧・復興を図るため、広域的な後方応援に当たり必要となるオープンスペースについて、大規模な都市公園等の活用を検討する。また、後方応援拠点の機能の充実等に当たっては、沿岸部の被災地を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。

区分	都市計画区域	施策の概要
震災対策	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時の市街地大火による延焼を遮断するため、市域を鉄道、道路等によるブロック圏に分け、それぞれのブロック圏内で、避難や延焼の防止、災害対応ができるよう避難地や避難路等を適正に配置し、他のブロック圏へ被害を及ぼさない都市構造の形成を図るものとする。 ・中山間地域における孤立化対策として、斜面崩壊や橋梁落下等の道路災害対策等による輸送手段の確保や通信手段の確保のほか自主防災活動への支援等の充実を図る。 ・公園の整備や一時避難できる場所の確保を図るとともに、避難地を結ぶ道路及び緑道のネットワーク整備とその沿道建築物の耐震不燃化を図るものとする。 ・市街地でのオープンスペースの確保やみどりの保全整備を図るとともに電線類の地中化、バリアフリー化の促進、消防水利の整備を図る。 ・これらの地域の住民が安全かつ迅速に避難地に避難できるよう地域防災計画等により広域避難場所の確保、避難路、緊急輸送路の整備等都市防災施設の整備の充実を図る。 ・沿岸市町が津波災害に遭った際、早期の復旧・復興を図るため、広域的な後方応援に当たり必要となるオープンスペースについて、大規模な都市公園等の活用を検討する。また、後方応援拠点の機能の充実等に当たっては、沿岸部の被災地を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。
土砂災害対策	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域等の情報を含め、ハザードマップの作成等、土地利用の適切な誘導を行うとともに警戒避難体制の整備に努める等、防災及び減災を意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。 ・丘陵斜面緑地や保安林については、防災機能を有する緑地として積極的に保全に努める。
浸水対策	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・二級河川境川については、特定都市河川に指定がされており、流域水害対策計画に基づき下水道整備及び流域の雨水流出抑制対策を図る。 ・一級河川鳩川及び二級河川の整備とあわせ、これらの河川流域における下水道の早期整備を推進するとともに、雨水の流出抑制対策の推進を図る。 ・開発に伴う雨水流出増に対処するため、公共公益施設を中心に貯留施設の設置等を行うことにより、一時期に流出が集中しないように努めるとともに、開発地内においては、河川の整備状況等を勘案し、雨水調整池の設置等必要な措置を講ずる。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う雨水流出増に対処するため、公共公益施設を中心に貯留施設の設置等を行うことにより、一時期に流出が集中しないように努めるとともに、開発地内においては、河川の整備状況等を勘案し、雨水調整池の設置等必要な措置を講ずる。

参考 神奈川県における県央都市圏域の都市計画の方針

神奈川県では、県全体のまとまりを重視しながら、より一層のきめ細かい地域づくりを進めるため、「地域政策圏」を設定し、目指す姿の実現に向けて、様々な施策・事業を進めている。

第7回線引き見直しにおける「整開保」策定にあたり、神奈川県では「県全域」及び本市が属する「県央都市計画圏」の基本方針が以下のとおり示されている。

1 県全域における基本方針

(1) 都市づくりの基本方向

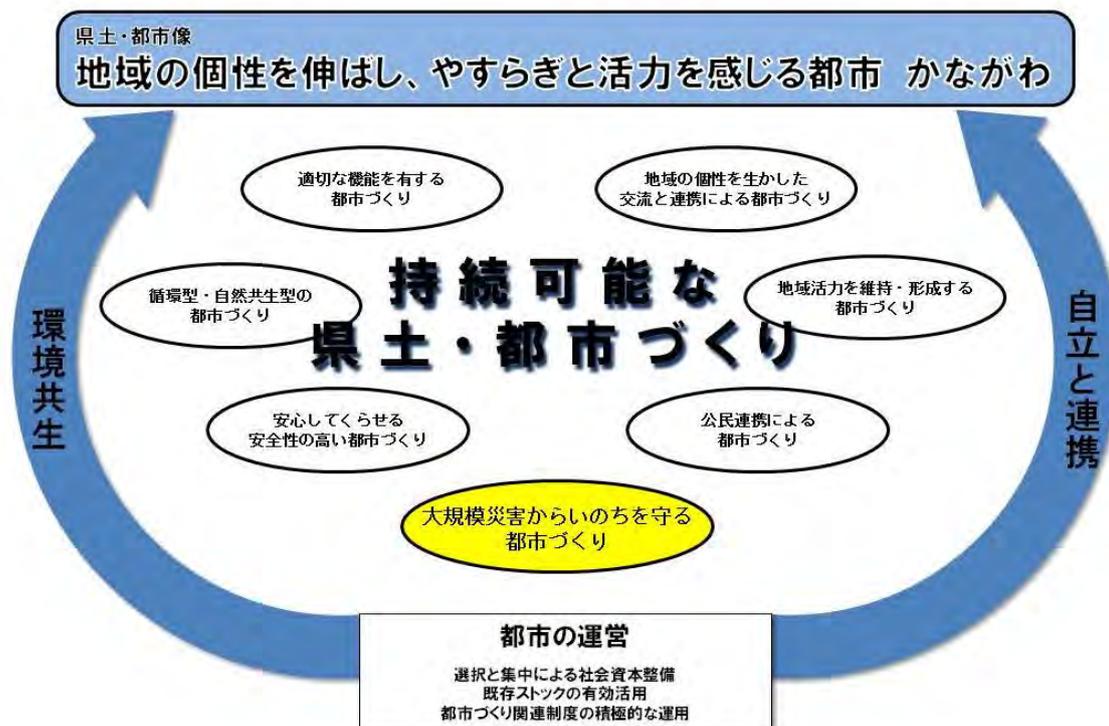
① 県土・都市像

本県は、2025(平成37)年を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる、活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくりを目指す。

県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。

その際、少子高齢化の進行や将来の人口減少社会の到来等に備え、従来の「開発基調・量的拡大」から「質的向上・県土の利用と保全」を重視する方向へと転換し、地域の個性を生かし、社会経済の動向や環境・生活の質の向上に配慮し、選択と集中による社会資本整備、既存ストック※の有効活用、都市づくり関連制度の積極的な運用等の“都市を運営していく”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりを実現する。

特に、東日本大震災等大規模な災害を踏まえ、これからの都市づくりの新たな課題として、「大規模災害からいのちを守る都市づくり」を加え、防災力と減災力を高める取組を強化する。



※ 既存ストック： これまで整備された施設等、現在に蓄積された資源のこと。

② 「環境共生」の方向性

県土の土地利用状況等を踏まえ、3つのゾーン(複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン及び自然的環境保全ゾーン)と「水とみどりのネットワーク」を設定する。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図る。

③ 「自立と連携」の方向性

県土や都市圏域の自立的な発展をリードする拠点を位置付け、県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、連携軸を設定する。

それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ及び情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進める。

(2) 目標年次

2025(平成37)年とする。

(3) 都市計画の目標

「地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ」を実現するために、選択と集中により効率的かつ効果的に都市基盤の充実・強化を図るとともに、総合的なネットワークの充実・強化を図り、自立と連携による活力ある県土の形成を目指す。

また、地形をはじめ、人、モノ及び情報の集積と流動状況や地域政策圏を踏まえた広域都市計画圏を設定し、広域的な課題への対応方針と将来の自立した都市づくりに向けた方針を共有する。

各広域都市計画圏では、地域の特性をいかし、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めるとともに、県外や広域都市計画圏相互、拠点相互の人、モノ及び情報の円滑な流れを促す連携軸の整備・機能強化や京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区、国家戦略特区といった新たな産業施策等との連携により、にぎわいのある利便性の高い活力ある都市づくりを目指すものとする。

2025(平成37)年を目標年次とする段階は、地域の活力維持を進めている段階にあることから、集約型都市構造^{*1}化の取組としては、具体的な都市計画制限による措置を講じる段階ではなく、まずは、広域的視点に基づく拠点を示し、その方向性を県民に広く知らしめて、都市機能の集約化により着実に進めていくこととする。

また、都市機能の集約化とあわせて、自然的環境と調和したゆとりある土地利用、地域資源や既存ストックの有効活用、再生可能エネルギーの導入による都市の低炭素化等、環境への負荷が少ない、環境と共生した持続可能な都市づくりを関連施策と連携しつつ推進するものとする。

さらに、大規模な地震による家屋等の倒壊や火災、最大クラスの津波による被害、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から、県民のいのちを守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ^{*2}等を今後の都市づくりに活用するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

※1 集約型都市構造： 人口減少や高齢社会に対応するため、人や公共公益施設等の都市構造を利便性の高い、基幹的な公共交通沿い等の地域に集約させた都市構造をいう。

なお、国土交通省は「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すこととし、改正都市再生特別措置法や国土のグランドデザイン 2050 等にこの考え方を反映している。

※2 ハザードマップ： 自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害拡大範囲及び被害程度、さらには、避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている。

2 県央都市圏域における基本方針

(1) 都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり

丹沢や相模川を中心とした森林・川・湖・清流等の自然と、活気ある都市とがバランスよく存在する「県央都市圏域」では、水源を守り、河川沿いにつらなる豊かな自然的環境を保全・再生するとともに、広域的な交通結節機能を踏まえた生活環境や生産環境の整備を図り、うるおいと活力にあふれる循環型の都市づくりを目指す。

(2) 基本方向

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要がある。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積等様々な地域資源を活用した魅力ある都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携等、多様な担い手間での交流連携を一層促進していくことが必要である。

さらに、大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼、集中豪雨による洪水等に対して、その危険性と隣り合っているという現実を直視し、より減災を重視した都市づくりに取り組んでいくことが求められる。

(3) 「環境共生」の方針

① 多彩な選択肢を提供可能な都市づくり 〈複合市街地ゾーン〉

ア リニア中央新幹線の間接駅の設置が予定されている橋本駅や広域拠点で交通の要衝である本厚木駅周辺においては、県内をはじめ、東京都等県境を越えて広域的に活動する人々の多様なニーズに対応するため、環境との調和・共生に配慮しながら、商業・業務施設、公共公益施設、文化・芸術施設等、多様な都市機能の集積を図ることで、広域的な交流でにぎわう、活力ある市街地を形成する。

イ 地域の拠点周辺及び鉄道駅周辺においては、既存の商業・業務施設や公共公益施設等の集積を生かし、商店街の活力向上や、サービス機能の向上等を図りながら、住宅等の都市機能を充実させることで、街なか居住を促進し、にぎわいのある市街地を形成する。

ウ 特に、JR相模原駅に近接する米軍施設の一部返還予定地や海老名駅等の駅に近接する大規模な土地利用の転換が見込まれる地域については、環境との調和・共生に配慮しながら、土地の高度利用と複合利用を図りつつ、商業・業務、文化等の多様な都市機能を集積することで、交通利便性を生かした地域の拠点としてふさわしい市街地整備を推進する。

エ さがみ縦貫道路や新東名高速道路等の整備により、都市圏域や神奈川県を越えてますます高まる交流連携機能を生かし、幹線道路沿線に立地した既存の工業団地においては、さがみロボット産業特区の取組等、産業振興施策と連携しながら、既存の産業集積を生かした企業の誘致を進め、工場生産機能の強化、研究開発機能やそれに関連する企業等の新たな産業の集積を図ることで、産業活力の向上を図る。

オ また、産業構造の転換等に伴う企業の撤退により発生した工場跡地等については、必要に応じて地域の実情を踏まえた土地利用規制の見直しを行い、適切な都市機能の集積を図る。

カ 産業活動の活発化等に伴い予想される自動車交通量の増加を抑制するため、カーシェアリングをはじめとした交通需要マネジメント(TDM)に取り組む。また、郊外の住宅地と中心市街地を結ぶバス等の公共交通機関を充実することで、高齢者等の活動を支えるとともに、過度に自動車に依存しない環境にやさしい交通体系の構築を目指す。

キ 大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼を抑制するため、耐震診断、耐震改修、不燃化等を促進する。特に、災害拠点となる建築物、緊急輸送路沿いの建築物、不特定多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震化に取り組む。

ク 境川、引地川等の流域の都市化が進んだ河川において、河道や洪水調節施設の整備とあわせ、雨水貯留浸透施設の整備等の流域対策や、水害を軽減するためのソフト施策を促進する。

② ゆとり志向に対応した、魅力ある地域環境の維持・充実 〈環境調和ゾーン〉

ア 相模川等の河川の沿岸地域に広がる水田や河岸段丘に形成された斜面緑地等、市街地周辺に残された農地や緑地の保全を図る。

イ 担い手不足により増加傾向にある耕作放棄地については、新規就農者の人材育成や市民農園としての活用等、多様な担い手により農地の保全を図る。

ウ 丹沢大山や津久井の山すその農地・森林等は、隣接する「自然的環境保全ゾーン」との連続性を踏まえて保全を図る。

エ 市街地周辺に残る谷戸や里地里山等の自然的環境は、所有者、地域住民、企業等多様な担い手による保全・再生を図る。また、都市住民の自然志向等の多様なニーズの受け皿として、身近なレクリエーションや自然環境教育、体験・交流の場として活用を図る。

オ 農林水産業の振興等の観点から、既存集落の活力や生活環境の維持が必要な場合には、周辺地域の市街化を促進しない範囲で、地区計画に基づく土地利用の整序誘導や、地域の実情に応じたモビリティの確保等を図る。

カ さがみ縦貫道路、新東名高速道路、厚木秦野道路(国道246号バイパス)の整備に伴い新設されるインターチェンジや、スマートインターチェンジ、さらには、東名高速道路に設置する(仮称)綾瀬スマートインターチェンジの周辺では、広域的な交流連携機能を生かし、企業の立地ニーズにこたえる産業用地を創出し、新たな産業や物流機能の集積を図る。

③ 多様な担い手による自然的環境の保全・再生 〈自然的環境保全ゾーン〉

ア 神奈川の重要な水源地である相模川流域の上流部に広がる森林の保全・再生を図り、水源かん養機能が高い森林とすることで、良質で安定的な水資源の確保を図る。

イ 県と市町村が連携し、地域の林業による自立的な営みのほか、ボランティア団体や民間企業と協働して、森林等の自然的環境の保全・再生を図る。

ウ 中山間地域を、都市で生活する人々の身近なレクリエーションや健康づくりの場として活用するため、地域の実情に応じたモビリティの充実を図る。

エ 「丹沢山麓景観域*」、「やまなみ・酒匂川景観域*」を形成する丹沢大山、津久井一帯に広がる森林が織り成す山なみ景観の保全を図る。

※ 景観域：「神奈川景観づくり基本方針」(平成19年8月策定)において、地域の特性を踏まえた目標景観像を共有するため、地勢等を踏まえて設定された地域区分のこと。

(4) 「自立と連携」の方針

① 自立に向けた都市づくり

ア 新たなゲート

(ア) 「北のゲート」として、リニア中央新幹線の間際駅の整備に取り組むとともに、首都圏や全国との交流連携を実現するゲート機能を備えた拠点の形成を進め、「南のゲート」との連携を図りながら、新たな環境共生型の拠点づくりを進める。

イ 広域拠点

(ア) 「本厚木駅周辺」及び「橋本駅周辺」では、それぞれの地域特性を生かして、県央都市圏域全体の自立をけん引する拠点づくりを進める。

ウ 地域の拠点

(ア) 「相模大野駅周辺」、「JR相模原駅周辺」、「大和駅周辺」、「海老名駅周辺」、「座間市中心市街地」、「綾瀬市中心市街地」及び「愛川町役場周辺」では、県央都市圏全体の自立を支え、地域における日常生活のニーズにきめ細かく対応する拠点づくりを進める。

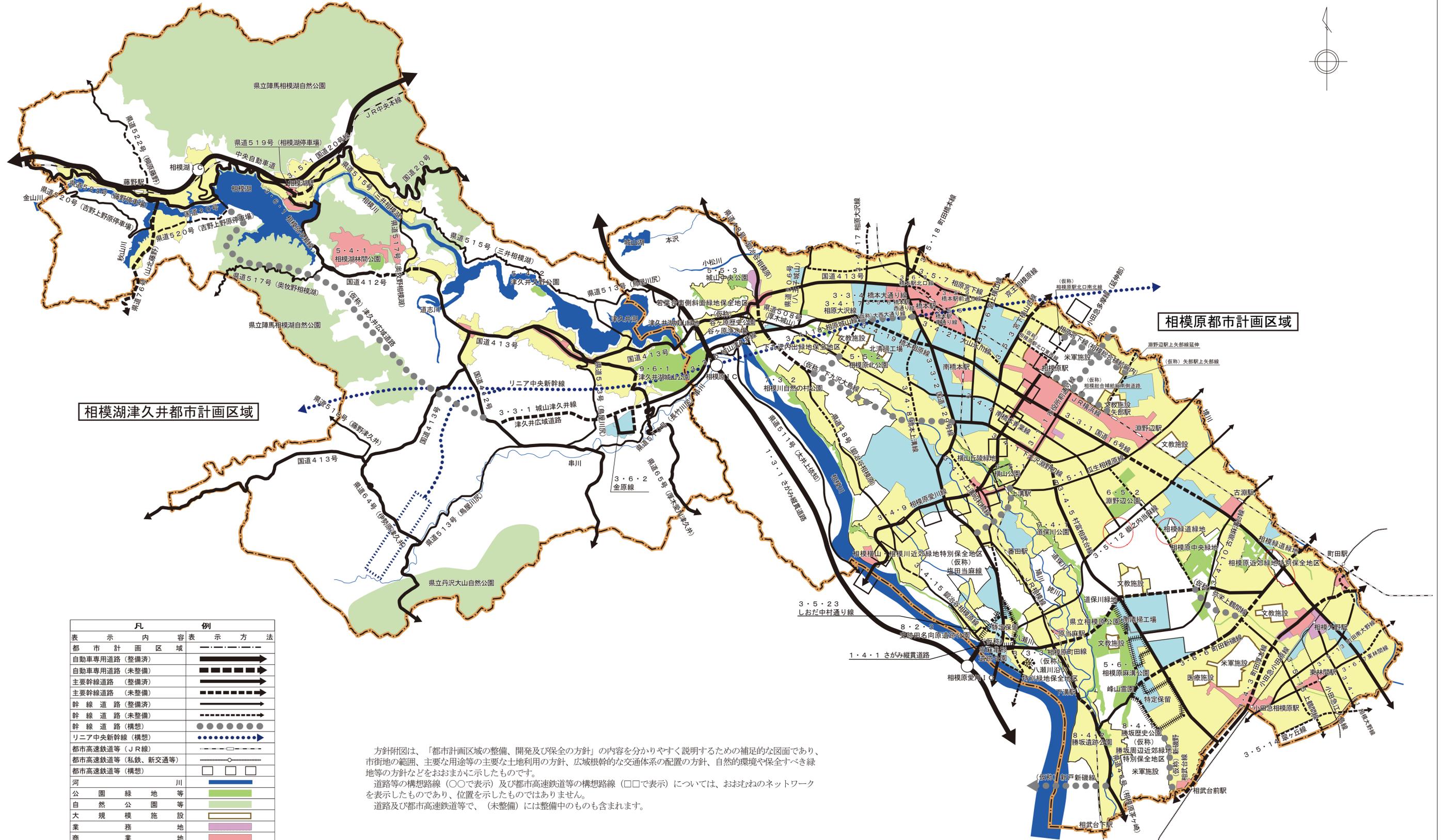
② 連携による機能向上

ア 県土連携軸

(ア) 都市圏域全体の交通利便性の向上により交通渋滞の緩和を図るとともに、新たな産業活力の創出に向けて、南北ゲートを有機的に結び、湘南都市圏域や東京市部等との南北方向の交流連携を深めるため、「相模軸」を構成する「JR相模線」の複線化に取り組むとともに、「国道129号」及び「(都)下今泉門沢橋線」の整備等を進める。

(イ) 「北のゲート」の機能を本都市圏域の内外に広めるとともに、近接する大都市等の市場との交流を促進するために、川崎・横浜や山梨方向の連携を図る軸として、「川崎多摩相模原軸」を構成する「小田急多摩線」の横浜線・相模線方面への延伸に取り組むとともに、「横浜厚木軸」を構成する「県道40号(横浜厚木)」の整備、「橋本津久井軸」を構成する「津久井広域道路」の整備等を進める。また、東京市部・区部方向の連携軸である「厚木東京軸」の機能強化として、東名高速道路への利便性を高める「(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ」の設置や、「県央足柄軸」を構成する「新東名高速道路」、「厚木秦野道路(国道246号バイパス)」等の整備、「厚木世田谷軸」を構成する「小田急線」の輸送計画の改善等に取り組む。

相模原都市計画区域・相模湖津久井都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図（相模原市）



相模湖津久井都市計画区域

相模原都市計画区域

凡	例
表示内容	表示方法
都市計画区域	———
自動車専用道路（整備済）	———
自動車専用道路（未整備）	———
主要幹線道路（整備済）	———
主要幹線道路（未整備）	———
幹線道路（整備済）	———
幹線道路（未整備）	———
幹線道路（構想）	●●●●●
リニア中央新幹線（構想）	●●●●●
都市高速鉄道等（JR線）	———
都市高速鉄道等（私鉄、新交通等）	○———
都市高速鉄道等（構想）	□———
河	———
公園緑地等	———
自然公園等	———
大規模施設	———
業務地	———
商業地	———
工業・流通業務地	———
住宅地	———
特定保留	———
土地利用の検討を進める地区	○

方針附図は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を分かりやすく説明するための補足的な図面であり、市街地の範囲、主要な用途等の主要な土地利用の方針、広域根幹的な交通体系の配置の方針、自然的環境や保全すべき緑地等の方針などをおおまかに示したものです。
 道路等の構想路線（○で表示）及び都市高速鉄道等の構想路線（□で表示）については、おおむねのネットワークを表示したものであり、位置を示したものではありません。
 道路及び都市高速鉄道等で、（未整備）には整備中のものも含まれます。

